

**国立市債権管理条例の一部を改正する条例案**

上記の議案を提出する。

令和 2 年 8 月 26 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 地方税法の一部改正等に伴い、規定の整備を行うため、条例の一部を改正するものである。

**国立市債権管理条例の一部を改正する条例案**

国立市債権管理条例（平成 25 年 12 月国立市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条第 1 項中「第 2 条第 2 号」を「第 2 条第 7 号」に改める。

付則第 4 項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 19 条第 1 項の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の付則第 4 項の規定は、この条例の施行の日以後

の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。